

和光市建設工事前金払事務処理要綱

制定 平成27年 8月 5日要綱第22号

改正 平成29年10月25日要綱第13号

改正 令和 5年 9月20日要綱第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。第3条において「令」という。）附則第7条の規定に基づき、市が公共工事の受注者に対し、その経費の一部につき前金払をすることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 前金払の対象となる公共工事（以下「対象工事」という。）は、請負代金の額が500万円以上の建設工事とする。

2 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項の既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の対象となる工事は、次に掲げる要件のいずれにも該当する対象工事とする。

(1) 同項各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(2) 工期が2月を超えること。

(3) 同項の既にした前金払の全部又は一部が支払済みであること（市長が特に必要と認める場合は除く。）。

3 市長は、財政上支障があると認めるときは、前金払（中間前金払を含む。以下この条、次条、第4条及び第10条において同じ。）をしないことができる。

4 市長は、継続費を設定している対象工事（以下「継続対象工事」という。）については、年度ごとに前金払をすることができる。

(入札の公告又は通知)

第3条 市長は、対象工事の入札において令第167条の6第1項の規定による公告又は第167条の12第2項の通知を行うときは、前金払の有無及びその支払条件を明示するものとする。

(使途の制限等)

第4条 前金払により支出される金銭は、対象工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用以外の経費に充てることができない。

(前払金の額)

第5条 前払金（前金払（中間前金払を除く。）により支出される金銭をいう。以下同じ。）の額は、対象工事の請負代金額に10分の4を乗じて得た額（当該額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を限度とする。

2 継続対象工事の各年度の前払金の額は、年割りにより算定した当該年度の出来高予定額に10分の4を乗じて得た額（当該額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を限度とする。

（前払金の請求）

第6条 前払金の支払を受けようとする受注者は、和光市建設工事前払金請求書（様式第1号）に保証事業会社（公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。第10条において同じ。）による保証を証する書類を添えて市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

3 継続対象工事の受注者は、前払金の支払を受けようとする年度ごとに第1項の規定による請求を行わなければならない。

（中間前払金の額）

第7条 中間前払金（中間前金払により支出される金銭をいう。以下同じ。）の額は、対象工事の請負代金額に10分の2を乗じて得た額（当該額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

2 継続対象工事の各年度の中間前払金の額は、年割りにより算定した当該年度の出来高予定額に10分の2を乗じて得た額（当該額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を限度とする。

（支払方法の届出）

第8条 部分払が認めらる対象工事の受注者は、あらかじめ中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、対象工事に係る請負契約の締結時に和光市建設工事支払方法（変更）届出書（様式第2号）により選択した支払方法を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした受注者は、中間前金払又は部分払による金銭の支払を受ける前に限り、支払方法を変更することができる。この場合において、当該受注者は、速やかに和光市建設工事中間前金払選択（変更）届出書により変更後の支払方法を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、継続対象工事の受注者は、年度ごとに中間前金払又は部分払のいずれかを選択することができる。この場合において、当該受注者は、当該年度において中間前金払又は部分払による金銭の支払を受ける前に和光市建設工事中間前金払選択（変更）届出書により選択した支払方法を市長に届け出なければならない。

（中間前払金の申請等）

第9条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、和光市建設工事中間前払金承認申請書（様式第3号）に工事履行報告書（様式第4号）を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、中間前払金の支払を承認したときは、和光市建設工事中間前払金承認通知書（様式第5号）によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 継続対象工事の受注者は、中間前払金の支払を受けようとする年度ごとに第1項の規定による申請を行わなければならない。

4 第6条第1項及び第2項の規定は、中間前払金の請求について準用する。

（前金払の返還）

第10条 市長は、前金払の支払を受けた受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該前金払を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との保証契約が解約されたとき。
- (2) 市との対象工事に係る請負契約が解約されたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の和光市建設工事前金払事務処理要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の和光市建設工事前金払事務処理要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

和光市建設工事前払金請求書
（前払金・中間前払金）

年 月 日

和光市長 様

請求者 住所
氏名 印

年 月 日付けで契約を締結した建設工事について、下記のとおり〔前払金〕を請求します。
〔中間前払金〕

記

1 工事名

2 請負代金額 円

3 請求額 円

4 添付書類

保証事業会社による保証を証する書類

5 振込先

振込先金融機関	銀行 信用組合 信用金庫 農協
支店名	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
預金名義	

和光市建設工事支払方法（変更）届出書

年 月 日

和光市長 様

届出者 住所
氏名

印

下記の工事については、

〔 中間前金払 〕	〔 希 望 〕	し	ま	す	の	で	届	け	出	ま	す

記

1 工事名

2 請負代金額 円

3 契約年月日 年 月 日

4 工期 年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 中間前金払又は部分払のいずれかを選択してください。
- 2 中間前金払又は部分払による金銭の支払を受けた後に支払方法を変更することはできません。

様式第3号（第9条関係）

和光市建設工事中間前払金承認申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 住所
氏名 印

中間前払金の支払を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 工事名

2 請負代金額 円

3 受領済前払金の額 円

4 申請する中間前払金の額 円

5 契約年月日 年 月 日

6 工期 年 月 日から 年 月 日まで

7 添付書類

工事履行報告書

工事履行報告書

工 事 名	工 事		
工 期	年 月 日 ～		年 月 日
対象となる 年 度	年度分		
工事履行年月	予定工程	実施工程 (予定工程との差)	予定工程と実施工程との間に 差が生じた場合、その理由
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
年 月	%	% (差 %)	
(記載欄)			

監督員	現場代理人	主任(監理)技術者

備考

- 1 報告は、工事を履行した月ごとに記入する。
- 2 予定工程には、完成を100%として、完成までの予定出来高累計の割合を記入する。
- 3 実施工程には、完成を100%として、当該報告月までの出来高累計の割合を記入する。

様式第5号（第9条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長 印

和光市建設工事中間前払金承認通知書

年 月 日付けで申請のあった中間前払金の支払について、下記のとおり承認するの
で通知します。

記

1 工事名

2 承認する中間前払金の額 円